

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	PESメンブレンカートリッジフィルター TCS-G(020, 045, 065)-(S, D, T, Q)1(H, K, J)D TCS-G(020, 045, 065)R-(S, D, T, Q)1(H, K, J)D
供給者の会社名称, 住所及び電話番号	:	
会社名称	:	東洋濾紙株式会社
住所	:	東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル5階
担当部門	:	品質保証部
電話番号	:	03-5521-2176
FAX番号	:	03-5521-2177
メールアドレス	:	trk-hinsho@advantec.co.jp
推奨用途	:	液体の精密濾過、濾過滅菌
使用上の制限	:	上記以外の用途にご使用される場合は、 事前にご相談ください。 また、有機溶剤の濾過にご使用の際は、帯電防止対策のため、ステンレスハウジングを使用し、アースをとってください。



### 2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	:	
物理化学的危険性	:	区分に該当しない。
健康有害性	:	区分に該当しない。
環境有害性	:	区分に該当しない。
GHSラベル要素	:	なし。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	:	混合物
化学名又は一般名	:	PESメンブレンカートリッジフィルター
成分及び濃度又は濃度範囲	:	ポリエーテルサルホン(フィルター) (CAS No.113569-14-5) (CAS No.36313-66-3) (CAS No.25667-42-9) ポリプロピレン(サポートメディア、コア、プロテクター、エンドキャップ、ブラインドキャップ、フィン) (CAS No.9003-07-0) (CAS No.26063-22-9) エチレンプロピレングム(O-リング) [ カートリッジフィルターとしてカーボンプラックを0.3%以下含む ] ポリサルホン(耐熱補強パーツ) (CAS No.25154-01-2)
官報公示整理番号	:	
化審法	:	(7)-1853 ポリエーテルサルホン

	(6)-402	ポリプロピレン
	(6)-10	ポリプロピレン
安衛法	:	別表第9の130 カーボンブラック

## 4. 応急措置

吸入した場合	:	該当しない。
皮膚に付着した場合	:	該当しない。
眼に入った場合	:	該当しない。
飲み込んだ場合	:	該当しない。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤	:	水(噴霧)、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素消火剤、ハロゲン化消火剤など。
使ってはならない消火剤	:	データなし。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置	:	データなし。
環境に対する注意事項	:	データなし。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	:	データなし。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	:	火気のそばでの取扱いに注意する。 強酸、強アルカリとの接触を避ける。
保管	:	変質を防止するため、直射日光、紫外線、水濡れ、高温、低温、高湿、屋外保管を避けると共に、強酸、強アルカリとの接触を避ける。 3,000kg 以上の保存時には、消防法(指定可燃物：合成樹脂類)の適用を受ける。

## 8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度	日本産業衛生学会	:	データなし。
	ACGIH	:	データなし。
設備対策	:	必要に応じて講じる。	
保護具	:	必要に応じて使用する。	

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	:	固体、筒状のフィルター。
色	:	白色。
臭い	:	なし。
融点/凝固点	:	データなし。
沸点又は初留点及び沸点範囲	:	データなし。
可燃性	:	あり。
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	:	該当しない。
引火点	:	該当しない。
自然発火点	:	該当しない。
分解温度	:	該当しない。

残留性・分解性	:	データなし。
生体蓄積性	:	データなし。
土壌中の移動性	:	データなし。
オゾン層への有害性	:	データ不足のため分類できない。

### 1.3. 廃棄上の注意

該当法規に従い、廃棄物として処理する（国、都道府県ならびに地方自治体の法規、条例に従う）。

一般産業廃棄物と同様に、都道府県知事が許可した産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行っている場合には、その団体に委託して処理する。

焼却処分するときは、管理された焼却設備を用いて、大気汚染防止法、廃掃法、水質汚濁防止法等に沿って処理する（廃棄時には、産業廃棄物として処理することをおすすめいたします）。

### 1.4. 輸送上の注意

国内規制がある場合の規制情報 : 消防法における指定可燃物に該当する。

### 1.5. 適用法令

化審法	:	既存化学物質 (7)-1853 ポリエーテルサルホン (6)-402 ポリプロピレン (6)-10 ポリプロピレン
安衛法	:	名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 別表第9の130 カーボンブラック
消防法	:	第九条の四（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの基準）、危険物の規制に関する政令第一条の十二、別表第四指定可燃物（合成樹脂類。3,000kg 以上は消防法の適用を受ける。3,000kg 未満の場合、物品の貯蔵および取扱いの技術上の基準は市町村条例で定める）。

### 1.6. その他の情報

#### 記載内容の取扱い

本データシートの記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。

また、含有量、物理・化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではなく、注意事項は、通常取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

ご需要家各位は本シートを参考にして、自らの責任において、個々取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取りくださいますよう、お願いいたします。

#### 参考文献

- ・ GHSに基づく化学品の分類方法（JIS Z 7252:2019）
- ・ GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）（JIS Z 7253:2019）